

## 大阪市西淀川区における終活に係る包括連携に関する協定書

大阪市（西淀川区）（以下「甲」という。）と株式会社鎌倉新書（以下「乙」という。）は、甲における終活に係る業務支援に関して、次のとおり連携協定（以下、「協定」という。）を締結する。

### （定義）

第1条 本協定において終活とは、人々が、自身のため、または自身の親族等のために、人生の最期を迎えるにあたり様々な準備、活動を行うことで、残りの人生を悔いなく、安心して過ごすことを目指す活動をいう。

### （目的）

第2条 本協定は、甲が終活に係る業務を実施するにあたり、乙が甲に必要な支援を行ふことで、区民への終活に関するサービス提供の質を向上させることを目的とする。

### （連携事項等）

第3条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 甲の区民の方々への終活に関する情報発信。
- (2) 甲に係る職員に対する終活に関する研修実施。
- (3) 甲の区民の方々、甲に係る職員への終活に関する相談対応。
- (4) 乙によるおくやみハンドブックの冊子データ制作・印刷・納品
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

3 第1項第4号の仕様書については、別途合意書を担当部署により取り交わすものとする。

4 第1項第1号にもとづき、乙が甲に協力してセミナーや相談会を実施する場合は別途書面の取り交わしをするものとする。

### （費用負担）

第4条 甲は、前条第1項各号で規定された各連携事項の実施のために費用（以下「連携事項実施費用」という。）を負担しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、甲による連携事項実施費用の負担が生じる場合には、当該費用に関する契約書を別途締結するものとする。

### （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

### （守秘義務）

第6条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報義務を、相手方の事前の書面による承認を得た場合又は法令等に定めがある場合を除き、第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

### （その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

### （管轄裁判所）

第8条 甲及び乙は、本協定に関する訴訟調停その他の紛争については、被告の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が各自記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和7年12月10日

甲 大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号  
大阪市 協定締結担当者

西淀川区長 松田 和也 [自署]

乙 東京都中央区京橋2丁目14番1号 兼松ビルディング3階  
株式会社鎌倉新書

代表取締役会長CEO 清水 祐孝 [自署]